

新潟市幸齢ますます元気教室実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する要介護状態等となることを予防するとともに、可能な限り、地域において自立した日常生活を営み、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みができるよう支援することを目的とする新潟市介護予防・生活支援サービス事業 通所型短期集中予防サービス（以下、「新潟市幸齢ますます元気教室」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は新潟市とする。ただし、事業の運営については、適正な運営が確保できると認められる財団法人、社会福祉法人、医療法人、民間事業者等（以下、「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者で、地域包括支援センターまたは地域包括支援センターから委託を受けた指定居宅介護支援事業者（以下、「地域包括支援センター等」という。）が実施する介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援（以下、「介護予防ケアマネジメント等」という。）により、事業の実施が適当であると判断された者とする。

(事業内容)

第4条 市が実施する新潟市幸齢ますます元気教室は、運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善及び認知機能維持・向上に関する複合プログラムを実施する。

(事業参加人数)

第5条 事業参加人数は、各会場1期あたり概ね15人とする。

(事業期間及び回数)

第6条 事業期間は1期あたり3カ月とし、1期あたりの実施回数は12回程度とする。

(運動器の機能向上プログラムの内容)

第7条 運動器の機能向上を図るため、次に掲げる内容を実施するものとし、別途マニュアルを参照すること。

- (1) 事前評価及び事後評価
- (2) 個別サービス支援計画の作成
- (3) ストレッチング

- (4) 筋力トレーニング
- (5) バランス・機能的運動
- (6) 運動に関する生活指導
- (7) その他必要なプログラム

(口腔機能向上プログラムの内容)

第8条 口腔機能の向上等を図るため、次に掲げる内容を実施するものとし、別途マニュアルを参照すること。

- (1) 事前評価及び事後評価
- (2) 個別サービス支援計画の作成
- (3) 口腔清掃及び摂食・嚥下機能に関する講義及び指導
- (4) その他必要なプログラム

(栄養改善プログラムの内容)

第9条 栄養状態の改善等を図るため、次に掲げる内容を実施するものとし、別途マニュアルを参照すること。

- (1) 個別サービス支援計画の作成
- (2) 高齢期の食生活における食事のバランスや減塩などに関する講義
- (3) その他必要なプログラム

(認知機能維持・向上プログラムの内容)

第10条 認知機能の維持・向上を図るため、次に掲げる内容を実施するものとし、別途マニュアルを参照すること。

- (1) 脳を活性化させる課題を組み合わせた運動
- (2) 認知症の予防に関する講義
- (3) その他必要なプログラム

(事業の実施場所)

第11条 事業の実施場所は、第7条から第10条に定める内容を円滑に実施するため、次の要件を満たす会場とする。

(1) 構成等

採光、通風及び空調設備が良好で、洗面所、トイレ等が多様な障がいに対応され、事前評価及び事後評価を行う場所、第7条から第10条の内容を行う場所、事務連絡のための場所が確保できるものとする。

(2) 面積

事業を運営するために、十分な広さを確保するものとする。十分な広さの目安として、利用者一人あたり3㎡以上の床面積が確保できるものとする。

(3) その他

事業の運営を妨げるような他事業とのスペースの共有がなされていないこと。

(事業の従事者)

第12条 事業者は、プログラムの実施にあたっては、利用者のニーズを把握し、プログラムが円滑に運営できるよう、第7条から第10条のプログラム従事者(以下、「従事者」という。)を必要数配置することとする。なお、原則として、うち1名については、看護師等の有資格者とする。

2 従事者は、プログラム運営の責任者として、プログラム実施日は常時業務に携わるものとする。

3 従事者は、新潟市地域包括ケア推進課等が実施する研修等を受け、プログラム運営に必要な知識と技術を習得しなければならないこととする。

4 第7条及び第10条の実施にあたっては、本条第1項の従事者配置に加えて、運動器の機能向上及び認知機能・維持向上の指導について、必要な専門職等を配置するものとする。

5 第8条の実施にあたっては、本条第1項の従事者配置に加えて、口腔機能向上指導について、歯科衛生士等を配置するものとする。

6 第9条の実施にあたっては、本条第1項の従事者配置に加えて、栄養改善の指導について、管理栄養士等を配置するものとする。

(事業利用者の送迎)

第13条 心身機能の低下などにより、自力での事業参加が困難な場合や公共交通機関などが不便であり、通う手段のない利用者については、事業者が送迎を実施する。

(事業の申込み)

第14条 この事業に参加を希望する者は、新潟市幸齢ますます元気教室利用申込書(以下、「申込書」という。)(第1号様式)に必要な書類の写しを添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項に規定する申込みについては、介護予防ケアマネジメント等を実施した地域包括支援センター等が受け付けることができる。

3 地域包括支援センター等は、事業参加希望者から申込みを受け付けた場合は、事業開始日の概ね20日前までに、申込書に必要な書類を添付し、市長に提出する。

(事業利用の承認・不承認の通知)

第15条 市長は、申込書を受理した場合は、サービス利用承認又は不承認について、新潟市幸齢ますます元気教室利用承認・不承認通知書(第2号様式)により、当該申込者に通知する。

（事業利用の辞退）

第 16 条 事業の利用者は、次の各号のいずれかの理由に該当し、事業の利用の必要がなくなった場合に、新潟市幸齢ますます元気教室利用辞退届（以下、「辞退届」という。）（第3号様式）により、市長に届け出をする。

（1）利用を辞退したいとき。

（2）利用対象者に該当しなくなったとき。

2 前項に規定する辞退届については、利用者の介護予防ケアマネジメント等を実施した地域包括支援センター等が受け付けることができる。

3 地域包括支援センター等は、事業利用者より辞退届を受け付けた場合は、辞退届受付日から7日以内に、市長に提出する。

（事業利用承認の取り消し）

第 17 条 市長が必要と認める場合は、事業の利用承認を取り消すことができる。

（事業の利用料）

第 18 条 利用者の利用料は、原則無料とする。ただし、個人的教材等実費相当額については、利用者が負担するものとする。

（事業の経費）

第 19 条 事業の経費として、本市の予算の範囲内において負担する。

（事業の書類整備等）

第 20 条 事業者は、プログラムを実施するにあたり、次の書類を整備し、常に利用者の状況及び実施状況を把握するものとする。

（1）健康状況及び達成状況確認票

（2）健康管理シート

（3）その他市長が定めた書類

2 市長は、事業者に対し、必要に応じて第 1 項に定める書類の提出を求めることができる。

（事業者の責務）

第 21 条 事業者は、プログラムを効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、地域のニーズ把握や情報の収集・提供に努めるとともに、サービスの充実に努めるものとする。

2 事業者は、職員に対して、積極的に介護予防に係る研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。

3 事業者は、事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備し、有事に際して速やかに対応できる体制を整えるものとする。なお、

事故等が発生した場合は、直ちに報告するものとする。

(事業の実績報告)

第22条 事業者は、プログラム終了後速やかに、事業の実施効果や利用実績及び第20条にある個別の利用者に係る実績等について報告しなければならない。

(業務指導)

第23条 市長は、事業プログラムが効果的に行われるため、事業者に対し、企画運営等に必要な事項について助言及び指導を行うものとする。

2 市長は、業務の適正な実施を図るため、事業者が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第24条 事業者及びプログラム従事者は収集した個人情報について、新潟市個人情報の保護に関する条例(平成13年3月30日条例4号)及び個人情報取扱特記事項に従って、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるものの他、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第14条第1項）

「新潟市幸齢ますます元気教室」利用申込書

（あて先） 新潟市長

申込日 年 月 日

申込者氏名 利用者との続柄（ ）

住所 〒

電話番号（ ）

利用者	氏名※	生年月日	大正・昭和 年 月 日 () 歳
	住所※	電話番号※	()

※利用者本人が申込者の場合は、記載を省略することが可能です。

- ① サービスを利用するにあたり、サービス提供及びサービス利用の効果を測定するために必要な個人に関わる情報について、委託事業者、その他本サービス実施に必要な範囲で関係する者に提供することに同意します。
- ② （送迎サービスを利用する場合）裏面の内容について同意します。
- ③ 利用サービスにおいて使用する個人的教材に係る費用等については、これを支払います。
- ④ サービスの対象者としての要件を満たさなくなった場合は届け出ます。

年 月 日 氏名

【包括支援センター記入欄】

送迎の 要・否

家族による送迎ができない 公共交通(バス)など移動手段がない 会場が遠く、徒歩等での通所ができない 自家用車の運転ができない 以上4項目すべてにチェックがある場合送迎の要とする。

送迎以外の通所手段（にチェック）

希望会場 _____ 徒歩 自転車 バス 自家用車

再利用者の情報（該当がある場合のみ）

直近教室利用期間： 年度 第 期

再利用が必要な理由（にチェック） ※再利用者・・・前年度以降に当該事業を利用し、再度、利用する者。

心身機能の低下や悪化により、以前に比し日常生活機能に支障がみられる 極端に外出回数が減少した

うつ・閉じこもり傾向がある 家庭及び生活環境が変わり、活動性が低下している

「幸齢ますます元気教室」以外で、心身機能の悪化予防をできる場がない

「新潟市幸齢ますます元気教室」送迎サービス利用について

1 送迎サービス利用の条件

以下の(1)、(2)の理由のどちらにも当てはまり、教室に通う手段のない方が送迎サービスの対象になります。

- (1) 家族などによる送迎ができない。
- (2) 徒歩、車運転、バス、電車などでの自力通所ができない。

ただし、送迎利用が可能な範囲は、原則、居住地の地域包括支援センターの圏域となります。

※個々のご都合による変更はできません。

(例：雨の日のみ利用、家族の都合の悪い日のみ など)

※毎回統一していれば、片道のみ利用も可能です。

2 送迎サービスの内容

- (1) 新潟市が委託した事業者の所有車両にて送迎を行うほか、事前に送迎業務について申請し、承諾を得た上で、タクシー会社等に再委託する場合があります。
- (2) 自宅前で事業者の送迎車に乗車してから、会場前に到着するまでのサービスです。送迎車両への乗り降りや乗車前後の介助は含まれておりません。帰路にご自分の希望場所への送迎もできません。
- (3) 送迎サービス利用者が複数の場合は、乗り合わせて乗車していただきます。
- (4) 「幸齢ますます元気教室」の送迎予定時間は、教室開始前に参加会場担当事業者より事前にお知らせします。
- (5) 交通事情や天候などにより、送迎予定時間が前後することがあります。

3 出席・欠席の連絡

出席・欠席連絡の方法については、後日、参加会場担当事業者よりお知らせします。

4 個人情報について

送迎業務をスムーズに行うため、参加会場担当事業者に利用者の住所、氏名、電話番号の情報をお渡しします。

5 送迎サービスの中止

以下の事項に該当する場合は、送迎サービスを中止させていただくことがあります。

- (1) 送迎車両自宅到着後の乗車キャンセルや長時間送迎車両を自宅前で待機させることが度重なった場合。
- (2) 故意または重大な過失により送迎担当事業者または送迎車両同乗者の生命・身体・財物・信用などを傷つけた場合。

第2号様式（第15条）

第 号
年 月 日

様

「新潟市幸齢ますます元気教室」利用承認・不承認通知書

新潟市長

公印 省略

サービス利用について、次のとおり通知します。

利用者	氏名	
	住所	

次のとおり、利用できます。

会場名		利用 期間	開始年月日 年 月 日()
事業者名			終了年月日 年 月 日()
利用料	利用サービスにおいて使用する個人的教材の費用等については、実費負担になります。		

以下の事由により、利用することができません。

不承認事由	
-------	--

第3号様式（第16条第1項）

「新潟市幸齢ますます元気教室」利用辞退届

（あて先） 新潟市長

届出日 年 月 日

届出者氏名 続柄（ ）

届出者住所

電話番号（ ）

代行者氏名

代行者住所

電話番号（ ）

利用者氏名	
利用者住所	
利用会場名	

下記の事由によりサービスの利用を辞退します。

1 対象者に該当しなくなったため	
2 その他	〔 〕